

『アイヌ文化体験プログラム送迎バス手配業務』 質問と回答

質問事項	回答
<p>1 【日程調整について】 「業務量予定」日について、既に受け入れ不可の日程が複数日あります。 落札となった場合、当該日程は変更できるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>1 仕様書 4(2)エにおいて、「なお、やむを得ない事由により予定日のバスの確保が困難な場合、委託者と日程の変更等について協議すること。令和7年5月中旬頃を目途に参加校に対し体験プログラム参加決定通知を送付した後においては、予定日のバスを確保すること。」と記載しており、契約後において運行ができない「やむを得ない事由」があり、告示の内容での運行に最大限努力したうえで、それでも運行できないという場合には、委託者と個別に調整を行い、日程を変更できる場合があります。</p> <p>「やむを得ない事由」については、落札者決定後個別に判断をさせていただきますが、受け入れ不可の日程が全体の2割を超えるなどの場合、「やむを得ない事由」とは認められないことがあります。</p> <p>なお、「やむを得ない事由」があると認められた場合であっても、調整を行った結果予定していた数量の運行ができなかった場合、契約不履行ということになりますのでご留意ください。</p>
<p>2 【日程調整について】 利用予定日の中に既にお手配の厳しい日があるが、予定通り手配ができない場合には応札不可でしょうか。それとものべ相当台数を契約期間中の平日に手配可能であれば、応札後日程変更をすることは可能でしょうか？</p>	<p>2 1の回答のとおり、「やむを得ない事由」があれば応札後に日程調整ができます場合があります。 上記した基準を参考にご判断くださいますようお願いいたします。</p>